

## 【審査意見書の概要】

### 1. 審査日

- ・ 令和6年7月11日（木）

### 2. 審査方法

- ・ 町議会議員（以下「議員」という。）及び町長、副町長、教育長（以下「町長等」という。）の提出義務者が提出した資産報告書が、佐々町政治倫理条例（以下「条例」という。）第5条及び同条例施行規則（以下「規則」という。）第3条の規定に従って記載されているか、疑義がないか等について審査した。

### 3. 審査結果

- ・ 議員及び町長等の提出義務者全員について、条例第5条及び規則第3条に規定する事項が記入されていると認める。

### 4. 審査意見

- ・ 今回提出された議員及び町長等の資産報告書については、特に指摘すべき事項がないと認める。
- ・ なお、佐々町政治倫理条例が改正され、当座預金、普通預金及び普通貯金が資産の対象外になっていることについて、これまでどおり資産の対象にするか、預金額が一定額以上は審査の対象にした方がよいという意見があったことを申し添える。